

海上自衛隊呉史料館(仮称)
整備等事業

入 札 説 明 書

平成 16 年 11 月 25 日

広島防衛施設局
呉地方総監部

<目次>

1 . 総則.....	1
(1) 入札説明書の定義.....	1
(2) 本説明書における用語の定義.....	1
2 . 対象事業の概要等.....	2
(1) 公告日.....	2
(2) 契約担当官等.....	2
(3) 担当部局.....	2
(4) 調達機関番号等.....	3
(5) 品目分類番号.....	3
(6) 事業名称.....	3
(7) 事業内容.....	3
(8) 施設の概要.....	5
(9) 国の支払いに関する事項.....	7
(10) 事業に必要と想定される根拠法令等.....	7
(11) 事業スケジュール(予定).....	7
3 . 事業者の選定方法.....	8
4 . 入札参加に関する条件等.....	9
(1) 入札参加者が備えるべき要件等.....	9
(2) 入札参加資格の確認.....	18
(3) 入札参加グループの構成員の資格喪失について.....	18
(4) 入札参加に関する留意事項.....	19
(5) 入札の実施.....	22
5 . 提案内容審査.....	32
(1) 審査委員会の設置.....	32
(2) 審査の方法.....	32
(3) 審査項目等.....	32
(4) 審査委員会事務担当部局.....	32
6 . 事業契約に関する事項.....	33
(1) 基本協定書の締結.....	33
(2) 特別目的会社の設立.....	33
(3) 事業契約の締結.....	33
(4) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	33
7 . 事業実施に関する事項.....	34
(1) 誠実な業務遂行事務.....	34

(2) 事業期間中の選定事業者と国の関わり	34
(3) 業務内容.....	34
(4) 国によるモニタリング.....	34
(5) 土地の使用等.....	35
8 . 提出書類.....	37
(1) 入札説明書に関する質問のための提出書類等.....	37
(2) 入札参加表明、入札参加資格確認申請時の提出書類.....	37
(3) 構成員変更時及び入札辞退時の提出書類.....	37
(4) 入札時の提出書類.....	38
9 . その他.....	41
(1) 情報の提供.....	41
(2) 契約に違反した場合等の取扱い.....	41
(3) 添付資料の概要等.....	41
(4) その他配布資料.....	42

別紙 用語の定義

1. 総則

(1) 入札説明書の定義

本「入札説明書」(以下「本説明書」という。)は、広島防衛施設局及び呉地方総監部(以下「国」という。なお「国」には防衛本庁及び防衛施設庁が含まれる。)が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年7月30日法律第117号、以下「PFI法」という。)に基づき、特定事業として選定した「海上自衛隊呉史料館(仮称)整備等事業」(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、入札参加者を対象に交付するものである。

事業の基本的考え方については、平成16年8月11日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に関する質問・回答及び意見を反映している。したがって、入札参加者は本説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出すること。

また、以下の文書は、本説明書と一体のものである(以下「入札説明書等」という。)

- 添付資料 : 業務要求水準書
- 添付資料 : 基本協定書(案)
- 添付資料 : 事業契約書(案)
- 添付資料 : 事業契約書(案)(附帯事業提案時)
- 添付資料 : 国有財産無償貸付契約書(案)
- 添付資料 : 国有財産有償貸付契約書(案)(附帯事業提案時)
- 添付資料 : 様式集
- 添付資料 : 落札者決定基準書
- 添付資料 : 入札説明書(追加分)

添付資料 は、後日、広島防衛施設局及び呉地方総監部のホームページにて公表する。

添付資料 は、入札参加資格審査の通過者のみに対して配布する。

入札説明書等と、実施方針等及び実施方針に関する質問・回答に相違のある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針に関する質問・回答によることとする。

(2) 本説明書における用語の定義

本説明書における用語の定義は、別紙に示すとおりである。

2. 対象事業の概要等

(1) 公告日

平成 16 年 11 月 25 日

(2) 契約担当官等

支出負担行為担当官

広島防衛施設局長 坂本 憲一

分任支出負担行為担当官

呉地方総監部経理部長 竹中 廣虎

(3) 担当部局

広島防衛施設局 建設部 建設企画課 契約管理室 契約審査第一係 (担当: 倉員
(くらかず))

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 4 号館 7 階

TEL 082-223-7233

FAX 082-223-0221

電子メールアドレス ic003@rose.ocn.ne.jp

呉地方総監部 経理部 契約課 契約係 (担当: 岡本)

〒737-0028 広島県呉市幸町 8 番 1 号

TEL 0823-22-5511 (内線 2252)

FAX 0823-21-7468

電子メールアドレス krh-keiyakukakari@kk.jmsdf.go.jp

また、本事業の事務局は次のとおりである。

広島防衛施設局 建設部 建設企画課 (担当: 林)

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 4 号館 7 階

TEL 082-223-7229

FAX 082-223-0221

電子メールアドレス ic013@rose.ocn.ne.jp

なお、事務局には次の助言者を置く。

株式会社三菱総合研究所 (東京都千代田区)

株式会社久米設計 (東京都江東区)

あさひ・狛法律事務所（東京都千代田区）

（４）調達機関番号等

調達機関番号 010
所在地番号 34

（５）品目分類番号

41、42

（６）事業名称

海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業

（７）事業内容

１）公共施設等の立地等

- ・立地場所：広島県呉市宝町 5-32
- ・敷地面積：3,247.52 m²
- ・用途地域：商業地域
- ・建ぺい率：100%
- ・容積率：400%

２）事業目的

本事業は、海上自衛隊の有する資料の展示・保存等を通じて、海上自衛隊員の教育（主として新入隊員への動機付け等の基礎的教育）及び、広く国民一般等への広報活動により海上自衛隊の活動に対する理解の促進並びに地域との共生に貢献することを目的とするものである。

本事業は、隊員教育効果の向上と効果的な広報活動の実施を図るため、PFI 法に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し実施するものとする。特に、本事業では資料の展示・保存等の運營業務についても民間に委ねるものとし、その創意工夫を通じて事業効果が更に高められることを期待するものである。

３）事業の方式

本事業は、PFI 法に基づき、事業を実施する主体として選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）が、史料館施設等を設計・建設した後、公共施設等の管理者等である国に所有権を移転し、事業期間中に係る運営・維持管理業務等を遂行する方式（Build-Transfer-Operate, BTO）により実施する。

4) 事業期間

事業期間は、契約締結日から平成 26 年 3 月末までの期間である。

5) 事業の範囲

選定事業者が実施する主な業務は次のとおりである。なお、各業務における具体的内容については、「添付資料 : 業務要求水準書」及び「添付資料 : 事業契約書(案)」に示す。

施設整備等業務

- ・史料館施設に係る設計業務及び建設業務
- ・展示用潜水艦の改造及び本件敷地内への設置(用途廃止済みの潜水艦を展示用に改造し、事業敷地内に設置する。なお、展示用潜水艦は現在、呉市昭和町にある海上自衛隊専用棧橋(呉港内)に係留中である。)
- ・資料の移動(現在の保管所から本件敷地への移動)
- ・基礎等設計のための土質調査業務(国が実施した土質調査結果では不十分と選定事業者が考える場合)
- ・工事監理業務
- ・近隣対応・対策業務
- ・電波障害調査・対策業務
- ・本件施設(史料館施設及び展示用潜水艦)の整備に伴う各種申請等の業務
- ・その他これらを実施する上で必要な関連業務

運營業務

- ・常設展示業務(展示制作、展示内容更新、映像資料制作、機器の維持管理)
- ・資料の整理・保存業務(収蔵品の整理・保管)
- ・館内案内業務(受付/インフォメーション、展示解説)
- ・広報業務(パンフレット・ポスター作成、ホームページ制作・管理、イベントの開催、見学受付・問合せ対応等)
- ・その他これらを実施する上で必要な関連業務

施設等の維持管理業務

- ・史料館施設に係る維持管理業務
- ・展示用潜水艦の維持管理業務(表面塗装及び艦内展示品等の維持管理等)
- ・清掃業務
- ・昇降機保守点検業務
- ・消防用設備等保守点検業務
- ・給水設備保守点検業務

- ・外構の保守点検業務
- ・警備業務
- ・その他これらを実施する上で必要な関連業務

6) 本事業以外の事業について

選定事業者は、国有地の有効活用の観点から、選定事業の用途又は目的を妨げない限度において、本事業計画地における利用可能容積（最大容積から国の必要容積を除いた容積）を活用し、収益施設等の附帯施設を本件施設と合築（一棟の建物を国と選定事業者が区分して所有することをいう。以下同じ。）若しくは国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 3 項の規定に基づき史料館の一部の使用又は収益の許可（以下「使用許可」という。）により、選定事業以外の事業を行うことができる。（以下当該事業を「附帯的事业」という。）

附帯的事业は、国有地の有効活用の観点から選定事業者の要望があれば計画地の余剰容積の活用を可能とするものであり、設置を義務づけるものではない。また、これらの事業は、国有財産の有効活用等の観点から評価することを予定しているが、その際、選定事業に係る公共サービスの提供に影響を与える恐れを避ける又は最小限にすること。

なお、附帯的事业に係る施設の光熱水費、設備維持管理費、清掃費、修繕費等は、選定事業者が負担する。

附帯的事业を本件施設との合築により行う場合

国は、附帯的事业を行う選定事業者に、PFI 法第 11 条の 2 第 2 項の規定に基づき、本件土地を貸し付ける。（ただし、地上権の設定は認めない。）

附帯的事业を本件施設又は本件土地の一部の使用許可により行う場合

国は、附帯的事业を行う選定事業者に使用許可を行う。

(8) 施設の概要

施設の概要は以下のとおりである。詳細は、「添付資料 : 業務要求水準書」を参照すること。

設置施設	概 要
施設内容	<p>構 造：S造、RC造、SRC造又はその他複合・混合構造 延床面積：3,400 m²以上（潜水艦展示室は含まない）</p> <p>展示室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常設展示室（建築延床面積の40%程度） ・ 展示準備室（60 m²程度）：常設展示室に隣接させる。 <p>集会諸室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示ガイダンス室（100 m²程度1室） ・ 多目的室（100 m²程度1室）：椅子をスクールタイプレイアウトで約100名収納可能とする。 ・ 図書室（25 m²程度1室）：開架書架とする。 ・ 会議室（25 m²程度1室） <p>サービス諸室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ラウンジ（適宜） <p>管理諸室他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室（80 m²程度1室） ・ 応接室（15 m²程度1室） ・ 更衣室、給湯室（適宜） ・ 収蔵庫（200 m²程度1室）： 温湿度管理を必要とする。収蔵品は金属類、紙、布とする。 収蔵庫には前室を設置する。 ・ 荷解きスペース（適宜） <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 便所、階段、倉庫、作業員休憩室、機械室等（適宜）
付帯する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示用潜水艦：艦内最上層に展示室(180 m²程度)を設置する。 艦内展示室へは、常設展示室からの直接出入口を設けること。
屋外展示スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重量物の展示は考慮しない。（適宜）

(9) 国の支払いに関する事項

国の選定事業者に対する支払いは、以下の3種からなる。

- ・ 本件施設（ただし展示用潜水艦を除く。）の整備業務に係る対価（以下「史料館等整備業務に係る対価」という。）
- ・ 展示用潜水艦の整備業務及び展示製作等に係る対価
- ・ 運営・維持管理業務に係る対価

国は、選定事業者に対して、本件施設の整備業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価（以下これらの二つを総称して「サービス対価」という。）を、財政法第15条第1項に規定する国庫債務負担行為に基づき、国と選定事業者との間で締結する事業契約（以下「事業契約」という。）に定めるところに従って、供用開始から事業期間中に亘って支払いを行う。なお、詳細は「添付資料：事業契約書（案）」を参照すること。

(10) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業に必要と想定される根拠法令等は、PFI法及び基本方針のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・ 財政法（昭和22年法律第34号）
- ・ 会計法（昭和22年法律第35号）
- ・ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）
- ・ 国有財産法（昭和23年法律第73号）
- ・ 国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）
- ・ その他関連する法令、条例等

(11) 事業スケジュール（予定）

本事業の実施スケジュール（予定）は、以下のとおりである。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ・ 事業契約の締結時期 | 平成17年3月 |
| ・ 設計・建設期間 | 平成17年4月～平成19年3月 |
| ・ 本件施設引渡し | 平成19年3月 |
| ・ 運営期間 | 平成19年4月～平成26年3月 |

3 . 事業者の選定方法

本事業は、設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を通じて、民間事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、民間事業者の選定に当たっては、サービス対価の額、並びに事業運営能力、設計・建設・維持管理能力等その他の条件により選定（いわゆる総合評価一般競争入札：会計法第 29 条の 6、予算決算及び会計令第 91 条第 2 項）を行う。

本事業を実施する民間事業者の選定にあたっては、二段階で審査を実施することとし、第一段階は入札参加資格審査、第二段階は提案内容審査を行う。なお、詳細については後日公表する「添付資料：落札者決定基準書」を参照すること。

なお、本事業は 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、入札手続は、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和 55 年政令第 300 号）に基づいて実施する。

4. 入札参加に関する条件等

(1) 入札参加者が備えるべき要件等

1) 入札参加者の構成に関する要件

入札参加者の構成に関する要件は、以下のとおりとする。

入札参加者は、施設整備等業務、運営業務及び施設等の維持管理業務を実施することなどを予定する複数の企業によって構成される法人格のない共同企業体（以下「入札参加グループ」という。）であること。

入札参加グループを構成する企業（以下「構成員」という。）は、構成員（A）、構成員（B）、構成員（C）のいずれかとする。各構成員の定義は、以下のとおりとする。（なお、入札参加グループが、落札者として選定された後に本事業を実施するために商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社として設立する特別目的会社（Special Purpose Company）を、以下「SPC」という。）

分類	定義
構成員(A)	SPC から直接に業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
構成員(B)	SPC から直接に業務の受託・請負はしないが、SPC に出資する企業
構成員(C)	SPC から直接に業務の受託・請負をするが、SPC には出資しない企業

入札参加グループは、入札にあたり、各構成員が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにし、構成員（A）のなかから一社を代表企業として定め、当該代表企業が入札手続きを行うこととする。

SPC から、施設整備等業務、運営業務及び施設等の維持管理業務を直接に受託・請負をする企業は、構成員（A）または構成員（C）のいずれかの形で入札参加グループに参加すること。ただし、本説明書「4.(1)2)【個別要件】」に示す資格等要件を求める構成員のうち、「建設に当たる者」のうち「建築一式工事」を行う者、「潜水艦の改造等に当たる者」及び「運営に当たる者」は、すべて構成員（A）として入札参加グループに参加すること。

本事業では、SPC から直接に業務の受託・請負はしないが、SPC に出資する企業が任意に入札参加グループに参加することを認める。これに該当する企業は、すべて構成員（B）として提案書に明記すること。

経常建設共同企業体は代表企業又は構成員として参加することはできない。

落札者として選定された入札参加グループは、本事業を実施するために SPC を設立すること。詳細については、本説明書「6.(2)」を参照のこと。

入札参加グループの代表企業の出資比率（議決権割合を基準として算定する。以下同じ。）は、出資者中最大とする。また、代表企業を含む構成員（A）の出資比率の合計は、50%を超えるものとする。

入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員になることはできない。

入札参加グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（本説明書「4.(1)2」に定める要件を満たさなくなった場合を除く。）は、国と協議を行うこととする。協議の結果、国が妥当と認めた場合は、入札参加グループの代表企業以外の構成員を入札参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。なお、本説明書「4.(1)2」に定める要件を満たさなくなった場合については、本説明書「4.(3)」の規定が適用される。

2) 入札参加者構成員の資格等要件

【共通要件】

入札参加グループの構成員は、いずれも以下の要件を満たすこと。

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしていない者（運営及び維持管理業務を行う者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者（運営及び維持管理業務を行う者を除く。）であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者であっても、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の級別の格付けを受けている場合は、本件への入札参加を認める。

入札参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、広島防衛施設局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（平成6年8月31日付施本第1605号通知）に基づく指名停止等を受けていないこと。ただし、指名停止措置要領別表第1の措置基準に該当する指名停止措置であり、指名停止期間が2週間以下のものであり、かつ法令違反を根拠とするものでない場合はこの限りでない。

広島防衛施設局及び呉地方総監部が、本事業についてアドバイザー業務を委託した株式会社三菱総合研究所並びに株式会社三菱総合研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある株式会社久米設計、あさひ・狛法律事務所又はこれらの

者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該会社等の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有してしている会社、「人事面において関連のある者」とは、当該会社の代表権を有する役員を兼ねている場合の会社をいう。(以下同じ。)

海上幕僚監部が、本事業について調査業務を委託した株式会社文化環境研究所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

防衛庁が、本事業について調査業務を委託した株式会社あさひ銀総合研究所と資本面若しくは人事面において関連があった者でないこと。また、株式会社あさひ銀総合研究所を存続会社として合併設立した株式会社りそな総合研究所、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

海上自衛隊呉史料館(仮称)整備等事業に係る事業者選定審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

【個別要件】

入札参加グループの構成員のうち、施設整備等業務、運營業務及び施設等の維持管理業務の各業務に当たる者は、それぞれ 及び、各業務に応じ から の要件を満たすこと。なお、 から のうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することを妨げないが、工事監理業務と建設業務を同一の企業が兼ねることはできない。

広島防衛施設局又は呉地方総監部と締結した契約に違反し、又は入札において落札者になりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは官庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。

設計に当たる者(以下「設計企業」という。)は次の要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)に基づく 1 級建築士事務所登録を有すること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合には、「建築」を担当する者について、建築士法に基づく 1 級建築士事務所登録を有すること。
- (イ) 防衛施設庁長官又は呉地方総監から測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の「建築」及び「機械」にあつては「A」等級に、「電気」にあつては「A」又は「B」等級に、「土木」及び「通信」にあつては「A」、「B」又は「C」等級に格付されている者であり、広島防衛施設局又は呉地方総監部に競争参加を希望していること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合に、「建築」及び「機械」を担当する者については、それぞれ「A」等級、「電気」を担当する者については「A」又は「B」等級、「土木」及び「通信」を担当する者については、それぞれ「A」、「B」又は「C」等級の格付を受けていること。

(ウ) 平成6年度以降に、「建築」、「電気」、「機械」及び「通信」にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第1（3）項の用途に類するもので建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第115条の3第2号で規定する博物館、美術館及び図書館の設計の実績を有すること。「土木」にあつては、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域又はこれらに準ずる地域等で、建物附帯土木工事の設計の実績を有すること。

なお、複数の者が分担して業務を行う場合に、「建築」、「電気」、「機械」及び「通信」を担当する者については、それぞれ建築基準法別表第1（3）項の用途に類するもので建築基準法施行令第115条の3第2号で規定する博物館、美術館及び図書館の設計の実績を有すること。「土木」を担当する者については、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域又はこれらに準ずる地域等で、建物附帯土木工事の設計の実績を有すること。

(エ) 次の基準を満たす管理技術者等を配置できること。なお、管理技術者は、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務を行う者。

(a) 建築分野にあつては、建築士法による1級建築士の資格を有する者であること。

(b) 土木分野にあつては、以下のいずれかの資格を有する者であること。

(i) 1級土木施工管理技士、技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目：建設部門））又は、RCCM（道路部門、上水道及び工業用水道部門及び下水道部門）のいずれかの資格を取得後5年以上の実務経験を有し、かつ、業務の統括管理を5年以上継続している者であること。

(ii) 大学卒業後8年以上、短大・高専卒業後13年以上又は高校卒業後18年以上の実務経験を有し、かつ、業務の統括管理を5年以上継続している者であること。

(iii) 上記項目と同等以上の技術、技能を有すると認められる者であること。なお、「上記項目と同等以上の技術、技能を有すると認められる者」とは、国土交通大臣又は建設大臣が1級土木施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

(c) 電気及び機械分野にあつては、建築士法による建築設備士の資格を有する者であること。

(d) 通信分野にあつては、建築士法による建築設備士、技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目：電気電子部門））又はRCCM（電気電子部門）のいずれかの資格を有する者であること。

(e) 管理技術者は、設計企業と直接的な雇用関係にあること。

工事監理に当たる者（以下「工事監理企業」という。）は次の要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法に基づく1級建築士事務所登録を有すること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合には、「建築」を担当する者について、建築士法に基づく1級建築士事務所登録を有すること。
- (イ) 防衛施設庁長官又は呉地方総監から測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の「建築」及び「機械」にあつては「A」等級に、「電気」にあつては「A」又は「B」等級に、「土木」及び「通信」にあつては「A」、「B」又は「C」等級に格付されている者であり広島防衛施設局又は呉地方総監部に競争参加を希望していること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合には、「建築」及び「機械」を担当する者については、それぞれ「A」等級、「電気」を担当する者については「A」又は「B」等級、「土木」及び「通信」を担当する者については、それぞれ「A」、「B」又は「C」等級の格付を受けていること。
- (ウ) 平成6年度以降に、「建築」、「電気」、「機械」及び「通信」にあつては、建築基準法別表第1（3）項の用途に類するもので建築基準法施行令第115条の3第2号で規定する博物館、美術館及び図書館の監理の実績を有すること。「土木」にあつては、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域又はこれらに準ずる地域等で、建物附帯土木工事の監理の実績を有すること。
- (エ) 次に示す基準を満たす管理技術者及び技術員を配置できること。
- (a) 管理技術者は、それぞれの分野ごとに以下のいずれかの資格を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者であること。
- (i) 大学卒業後8年以上、短大・高専卒業後13年以上又は高校卒業後18年以上の実務経験を有する者。
- (ii) 1級施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有する者。
- (iii) 上記項目と同等以上の技術、技能を有すると認められる者。なお、「上記項目と同等以上の技術、技能を有すると認められる者」とは、国土交通大臣又は建設大臣が1級施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。
- (b) 技術員は、それぞれの分野ごとに以下のいずれかの資格を有する者であること。
- (i) 大学卒業後5年以上、短大・高専卒業後8年以上又は高校卒業後11年以上の実務経験を有する者。
- (ii) 2級施工管理技士の資格を取得後4年以上の実務経験を有する者。
- (iii) 上記項目と同等以上の技術、技能を有すると認められる者。なお、「上記項目と同等以上の技術、技能を有すると認められる者」とは、国土交通大臣又は建設大臣が2級施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

(c) 管理技術者及び技術員は、工事監理企業と直接的な雇用関係にあること。

注) 文中の「施工管理技士」の資格は対象分野ごとに次を標準とする。

建築分野	建築施工管理技士又は建築士
土木分野	土木施工管理技士
電気分野	電気工事施工管理技士
機械分野	管工事施工管理技士
通信分野	該当資格無し

建設に当たる者(以下「建設企業」という。)は次の要件を満たすこと。

(ア) 防衛施設庁長官又は呉地方総監から建設工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の「建築一式工事」、「電気工事」及び「管工事」にあつては「A」等級、「電気通信工事」にあつては「A」又は「B」等級、「土木一式工事」にあつては「A」、「B」又は「C」等級に格付されている者であり、広島防衛施設局又は呉地方総監部に競争参加を希望していること。かつ、それぞれの工事種別について、防衛施設庁長官又は呉地方総監が算定した総合審査数値の点数が、以下に示した点以上ある者であること。

工事種別	基準となる総合審査数値
建築一式工事	1,200 点
土木一式工事	760 点
電気工事	870 点
管工事	870 点
電気通信工事	780 点

なお、複数の者が分担して業務を行う場合には、「建築一式工事」、「電気工事」及び「管工事」を担当する者については、それぞれ「A」等級の格付を、「電気通信工事」を担当する者については「A」又は「B」等級の格付を、「土木一式工事」を担当する者については「A」、「B」又は「C」等級の格付を受け、かつそれぞれの工事種別について防衛施設庁長官又は呉地方総監が算定した総合審査数値の点数が、上記に示した点以上の者であること。

(イ) 提案内容に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき許可を有して営業年数が5年以上の者であること。

(ウ) 平成6年度以降に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て以上、建築基準法上の延床面積3,400㎡以上の、建築基準法別表第1(3)項の用途に類するもので建築基準法施行令第115条の3第2号で規定する博物館、美術館及び図書館に該当する施設の「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」及び「電気通信工事」の施工実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)を有すること。また、第1種低層住居専用地域、第2

種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域又はこれらに準ずる地域等で、建物附帯の「土木一式工事」の施工実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）を有すること。

なお、複数の者が分担して業務を行う場合に、「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」及び「電気通信工事」を担当する者については、それぞれの工事種別において平成6年度以降に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て以上、建築基準法上の延床面積3,400㎡以上の、建築基準法別表第1(3)項の用途に類するもので建築基準法施行令第115条の3第2号で規定する博物館、美術館及び図書館に該当する施設の施工実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）を、「土木一式工事」を担当する者については、平成6年度以降に、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域又はこれらに準ずる地域等において、建物附帯の「土木一式工事」の施工実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）を有すること。

(エ) 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。また、入札参加表明書等の提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。なお、複数の建設企業が工事を共同して行う場合にあっては、そのうち1者が以下の要件を満たす監理技術者又は主任技術者を配置できること。

(a) 建築工事

(i) 1級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建築施工管理技士の資格を有する者。
- ・ 国土交通大臣又は建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者。

(ii) 平成6年度以降に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て以上、建築基準法上の延床面積3,400㎡以上の、建築基準法別表第1(3)項の用途に類するもので建築基準法施行令第115条の3第2号で規定する博物館、美術館及び図書館に該当する施設の「建築一式工事」を施工した経験を有する者（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）であること。

(iii) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了書証を有する者。

(b) 土木工事

(i) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目：建設部門））の資格を有する者。
- ・国土交通大臣又は建設大臣が1級土木施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者。

(ii) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了書証を有する者。

(c) 電気工事

(i) 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目：電気電子又は建設部門））の資格を有する者。
- ・国土交通大臣又は建設大臣が1級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者。

(ii) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了書証を有する者。

(d) 機械工事

(i) 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・技術士（機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とする者）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目：「機械熱工学」、「機械 流体工学」、「上下水道」又は「衛生工学」部門）の資格を有する者。
- ・国土交通大臣又は建設大臣が1級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者。

(ii) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了書証を有する者。

(e) 通信工事

(i) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了書証を有する者。

潜水艦の改造等に当たる者は、次の要件を満たすこと。

平成6年度以降に、海上自衛隊の潜水艦の製造、改造又は修理の実績があること。

維持管理に当たる者（以下「維持管理企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

(ア) 平成16・17・18年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一）審査において、資格の種類が「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の者かつ中国地域の参加資格を有する者であること。

(イ) 平成6年度以降に、公共施設の維持管理業務実績があること。

運営に当たる者（以下「運営企業」という。）は、次のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 平成6年度以降に、防衛庁所管の広報施設等の事務・案内業務の業務実績があること。

(イ) 平成6年度以降に、博物館法(昭和26年12月1日法律第285号)上の登録博物館もしくは博物館相当施設の運營業務、運営計画業務又はそれらに付随した内容検討業務のいずれかの業務実績があること。なお、「博物館相当施設」とは、建築基準法別表第1(3)項の用途に類するもので建築基準法施行令第115条の3第2号で規定する博物館、美術館及び図書館に該当する施設をいう。

(2) 入札参加資格の確認

入札参加者は、上記「4.(1)」に掲げる要件(以下「入札参加資格」という。)を満たすことを証明するため、後述する手続きにより入札参加資格確認申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加グループの構成員の資格喪失について

入札参加資格確認後に入札参加グループの構成員が入札参加資格(本説明書「4.(1)2)」参照)を喪失した場合は、以下の取り扱いとする。なお、下記及びの場合に、当該グループについて本説明書「4.(1)1)」に記載されている入札参加者の構成に関する要件が充足されない場合は、当該グループは落札者として決定されないこととする。

入札参加資格を有すると確認を受けた日から提案書提出日前日までの間に資格を喪失した場合

(ア) 代表企業が資格を喪失した場合は、代表企業が受託・請負する予定であったのと同種の業務について入札参加資格が認められたものが当該グループの構成員の中に存在し、かつ当該入札参加グループの構成員の中から新たに代表企業を選定する場合に限り(資格未確認の企業を代表企業として新たに入札参加グループに追加することは認めない)、資格を喪失した当初の代表企業を入札参加グループから除外した上で、提案書を提出することができる。この場合、当初の代表企業が出資を予定していた金額については、他の構成員が拠出することを条件とする。

(イ) 代表企業以外の構成員(A)又は構成員(C)が資格を喪失した場合は、資格を喪失した構成員の他に、資格を喪失した構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について入札参加資格が認められたものが当該グループの構成員の中にいる場合は、提案書を提出することができる。資格を喪失した構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について当該グループ内に入札参加資格が認められたものが他に存在しない場合は、新たに入札参加資格の確認を受けた上でその場合に限り構成員の追加を認める。これらの場合のうち構成員(A)が資格

を喪失した場合、当初の構成員（A）が出資を予定していた金額については、他の構成員が拠出しなければならない。なお、上記のいずれの場合も、資格を喪失した構成員は入札参加グループから除外されるものとする。

- (ウ) 構成員（B）が資格を喪失した場合は、資格喪失した構成員を入札参加グループから除外した上で（資格未確認の新たな企業をグループに追加させることなく）、当該構成員が出資を予定していた金額について他の構成員が拠出することを条件として、提案書を提出することができる。

提案書提出から落札者決定前日までの間に資格を喪失した場合

- (ア) 代表企業を含む構成員(A)が資格を喪失した場合は、当該グループを失格とする。
- (イ) 構成員(B)が資格を喪失した場合は、資格を喪失した構成員を入札参加グループから除外し、当該構成員が出資を予定していた金額について他の構成員が拠出することを条件として、審査の対象として認める。
- (ウ) 構成員(C)が資格を喪失した場合は、資格を喪失した構成員の他に、資格を喪失した構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について入札参加資格が認められたものが当該グループの構成員の中にいる場合は、既に提出された提案書の内容（提案価格を含む。）を一切変更せず、かつ、変更後の構成員がその提案内容を確実に実行できることが入札参加グループによる説明等により確認された場合に、構成員(C)の変更を認める。資格を喪失した構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について、当該グループ内に入札参加資格が認められたものが他に存在しない場合は、新たに入札参加資格の確認を受けた上で上述の条件を満たした場合に限り構成員の追加を認める。なお、上記のいずれの場合も、資格を喪失した構成員は入札参加グループから除外されるものとする。

落札者決定日から事業契約締結日前日までの間に資格を喪失した場合

落札者として決定された入札参加グループの構成員が、事業契約締結日前日までに資格を喪失した場合であっても、当該グループは失格とはならず、当該落札者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

なお、構成員の変更を認める場合でも、そのことによる提案書提出日や落札者決定日の変更は行わない。

(4) 入札参加に関する留意事項

1) 入札説明書の承諾

入札参加者は、本説明書「8.(2)」に掲げる入札参加表明書等の提出をもって本件入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 費用負担

入札参加に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については以下のとおりとする。

入札保証金は、免除する。

契約保証金は、免除する。

ただし、選定事業者は、設計及び建設工事の履行を確保するため、建設工事に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む。）の100分の10以上について、支出負担行為担当官広島防衛施設局長及び分任支出負担行為担当官呉地方総監部経理部長又は選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後、速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官広島防衛施設局長及び分任支出負担行為担当官呉地方総監部経理部長に提出すること。なお、選定事業者を被保険者とする保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を支出負担行為担当官広島防衛施設局長及び分任支出負担行為担当官呉地方総監部経理部長のために設定するものとする。

履行保証保険の有効期間は、設計・建設期間とする。

4) 財政上及び金融上の支援について

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国はこれらの支援を選定事業者が受けることができるように努めるものとする。

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する無利子又は低利融資の対象事業である。入札参加者は、当該融資を利用することを前提として提案することができる。ただし、当該融資制度の趣旨は民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には民間金融機関と同等の金利を前提とすることとしているので、入札参加者はこの点に留意して提案を行うこと。なお、国は当該融資の可否による条件変更は行わない。当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

5) 入札参加表明書等の取扱い

入札参加表明書等の取扱いについては以下のとおりとする。

支出負担行為担当官等は、提出された入札参加表明書等を入札参加資格の審査以外に入札参加者に無断で使用しない。

提出された入札参加表明書等は返却しない。

入札参加表明書等の変更等の禁止

提出された入札参加表明書等の変更、差し替え若しくは再提出は原則として認めない。
なお、例外的に、支出負担行為担当官等が提出された入札参加表明書等の差し替え若しくは再提出を指示した場合であっても、入札参加表明書等の提出期限以降の差し替え若しくは再提出は認めない。

6) 入札提出書類の取扱い

入札提出書類の取扱いについては以下のとおりとする。

著作権

本事業に関する入札提出書類（本説明書「8.(3)」により入札参加者が提出した書類をいう。以下同じ。）の著作権は入札参加者に帰属する。また、入札参加者から提出された資料は、民間事業者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。なお、入札参加者の入札提出書類については返却しない。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

7) 国からの提示資料の取扱い

国が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

8) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、一つの提案しか行うことはできない。

9) 使用言語、単位及び時刻

入札その他の手続きに関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

10) その他

入札参加者は、本件入札説明書等を熟読し、遵守すること。入札参加資格確認申請書

等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(5) 入札の実施

入札に関するスケジュールは、以下のとおりとする。

スケジュール(予定)	内容
平成 16 年 11 月	入札公告(入札説明書等の交付)
平成 16 年 11 月	入札説明書等に対する質問の受付(第 1 回)
平成 16 年 12 月	入札説明書等に対する質問への回答の公表(第 1 回)
平成 16 年 12 月	入札参加表明書・入札参加資格確認書類の受付
平成 16 年 12 月	入札参加資格確認通知の発送、追加資料の配布
平成 17 年 1 月	入札説明書等に対する質問の受付(第 2 回)
平成 17 年 1 月	入札説明書等に対する質問への回答の公表(第 2 回)
平成 17 年 1 月	入札提出書類の受付
平成 17 年 2 月	落札者の選定及び公表
平成 17 年 2 月	基本協定の締結
平成 17 年 3 月	事業契約の締結

1) 入札公告等

入札公告

平成 16 年 11 月 25 日(木) 官報及び掲示板(広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30 号広島合同庁舎 4 号館 7 階及び広島県呉市幸町 8 番 1 号呉地方総監部経理部契約課)において、入札公告を行う。

入札説明書等の交付期間、場所及び方法

交付期間	平成 16 年 11 月 25 日(木)～平成 17 年 1 月 26 日(水) (ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)
交付時間	午前 10 時 00 分～午後 4 時 00 分
交付場所	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 7 - 5 プロティヒロシマビル 2 階 (財)防衛施設技術協会広島図書販売所 電話 082-223-5688

入札説明書等に関する質問及び回答

受付期間	平成 16 年 11 月 25 日(木)～平成 16 年 12 月 1 日(水) (ただし、行政機関の休日を除く) 持参の場合は、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで (正午～午後 1 時 00 分を除く)
------	--

	郵送・電子メールの場合は12月1日(水)午後5時00分必着。
提出方法	以下のいずれかの方法により提出すること。 ・フロッピーディスク(印刷物を添付)により持参又は郵送。 ・FAXによる場合は、着信を確認するとともに、速やかにフロッピーディスクを持参又は郵送すること。 ・電子メールの場合は、質問書(様式1-1)を添付ファイルとし、着信を確認すること。 いずれの場合も、文書はMicrosoft Excelにより作成し、質問書(様式1-1)の連絡先欄に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを必ず記載すること。なお、提出されたフロッピーディスクは返却しない。また上記の受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。
提出先	広島防衛施設局 建設部 建設企画課 契約管理室 契約審査第一係
回答の公表	質問に対する回答は、質問者の事業の性質上、及び応募者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると国が認めるものを除き公表する。なお、質問の回答は、入札参加資格の審査に関する質問への回答(第1回回答)とそれ以外の質問への回答(第2回回答)を分けて行う。第1回回答は、平成16年12月10日を目処に公表する。また、第2回回答は、平成17年1月21日を目処とする。なお、公表は、広島防衛施設局及び呉地方総監部ホームページ及び掲示板(広島合同庁舎4号館7階)にて行う。

2) 入札参加表明書の提出及び入札参加資格の審査

入札参加表明書等の提出

- (ア) 入札参加希望者は、入札参加表明書等を支出負担行為担当官へ提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

提出期間	平成16年12月13日(月)～平成16年12月15日(水) (ただし、行政機関の休日を除く)
提出時間	午前9時00分～午後5時00分 (正午～午後1時00分を除く)
提出場所	広島防衛施設局 建設部 建設企画課 契約管理室 契約審査第一係
提出方法	参加表明書は、持参することにより提出すること。なお、郵送及び電送(電子メール等)によるものは受け付けない。

- (イ) 設計業務、工事監理業務、建設業務、潜水艦の改造等、維持管理業務、運営業務にかかる実績は、様式集に定めるところに従い作成すること。
- (ウ) 入札参加資格のうち、建設実績の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域、並びに我が国に対して建設市場は開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、日本国における施工実績をもって行う。
- (エ) 上記「4.(1)2)」に掲げる広島防衛施設局又は呉地方総監部における有資

格者として登録を行っていないものであっても、入札参加表明・資格確認申請の提出期限日までに登録の申請を行い、開札の時に条件を満たしていれば、入札参加資格があることを確認するものとする。

競争参加資格認定に係る申請書の提出先	広島防衛施設局 建設部 建設企画課 契約管理室 契約審査第一係 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館7階 TEL 082-223-7233
--------------------	--

入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果の通知は、入札参加資格申請を行った者に対して、書面により平成16年12月24日（金）までに発送する。入札参加グループの場合は、代表企業に発送するとともに、併せて、登録受付番号を通知する。

入札参加資格なしとされた場合の扱い

入札参加資格の審査の結果、入札参加資格がないとされた者は、支出負担行為担当官に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由。ただし、A4版とする。）により説明を求められることができる。

期限	平成17年1月11日（火）午後5時00分（必着）
場所	広島防衛施設局 建設部 建設企画課 契約管理室 契約審査第一係
方法	書面は持参又は郵送により提出するものとし、電送（電子メール等）によるものは受け付けない。なお、郵送する場合は必ず「配達記録郵便」とすること。
回答期日	平成17年1月19日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

3) 入札

入札参加資格の確認を受けた入札参加者を対象として、次により入札を実施する。

入札の方法

(ア) 入札提出書類は持参又は郵送のいずれかの方法により一括して提出すること。

なお、郵送による場合は、必ず「配達記録郵便」又は「書留郵便」とすること。

受付期間	平成17年1月24日（月）～平成17年1月26日（水） （郵送の場合は平成17年1月25日（火）午後5時00分必着）
時 間	午前9時00分～午後5時00分 （正午～午後1時00分を除く）
受付場所	広島防衛施設局 建設部 建設企画課 契約管理室 契約審査第一係

(イ) 入札書に記載される入札価格は、(i)史料館等整備業務に係る対価、(ii)展示用潜

水艦の整備業務及び展示製作等に係る対価、(iii)運営・維持管理業務に係る対価の総額から消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を控除した金額とする。

(ウ) 入札価格の算出方法は、 に示すとおりである。

(エ) 入札執行回数は、原則として2回とする。

なお、2回目の入札の執行は、支出負担行為担当官が指定する日時に行う。

(オ) 入札書は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。

封筒の表には、必ず、宛名「支出負担行為担当官広島防衛施設局長及び分任支出負担行為担当官呉地方総監部経理部長」、「入札者名」及び「海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業に係る入札書在中」を記載すること。

(カ) 代理人が入札書を提出する場合には、入札書に委任状（様式 4-2-1）を添付すること。郵便による入札の場合、委任状は表封筒と入札書を入れて封印した中封筒の間に入れて郵送すること。また、グループで参加する場合は、代表企業が入札書を提出すること。

(キ) 会社の支店長等が支店長等の資格において本入札に参加しようとする場合は、代理人の場合と同様、入札書に委任状（様式 4-2-1）を添付すること。

(ク) 入札提出書類の提出にあたって、提出期限に遅れたときは、入札に参加できない。また、入札時には身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）を持参すること。

公正な入札の確保

(ア) 入札に当たっては、入札参加者等は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

(イ) 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格及び提案内容又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等を定めなければならない。

(ウ) 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。

入札の取りやめ等

入札参加者等が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、又はその恐れがある場合は、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

入札価格等の算出方法等

(ア) 概要

入札価格は、事業期間中に国が選定事業者に支払うサービス対価の合計とする。

サービス対価は、以下の3種から構成される。

(i) 史料館等整備業務に係る対価

(ii) 展示用潜水艦の整備業務及び展示製作等に係る対価

(iii) 運営・維持管理業務に係る対価

なお、入札参加者から附帯的事業に関する提案あった場合、当該事業の実施に係る一切の費用は事業者の負担とする。

(イ) サービス対価の構成

事業期間中、国が毎年度選定事業者に支払うサービス対価に含まれる主な費用項目は以下のとおりである。

区分	業務内容等	構成される費用の内容
(i) 史料館等整備業務に係る対価	史料館等整備業務	事前調査業務費 設計費 建築工事費 設備工事費 外構工事費 工事監理費 各種申請等に要する費用 建中金利 選定事業者の資金調達に要する費用 その他施設整備に関して初期投資として認められる費用
	割賦金利	割賦支払に必要な割賦金利
(ii) 展示用潜水艦の整備業務及び展示製作等に係る対価	展示用潜水艦の改造及び本件敷地内への設置	事前調査業務費 設計費 改造工事費 輸送費 建築工事費 展示用潜水艦基礎工事 設備工事費 工事監理費 各種申請等に要する費用 建中金利 選定事業者の資金調達に要する費用 その他施設整備に関して初期投資として認められる費用
	展示製作業務	設計費 工事費 資料の輸送費 その他展示製作に必要なものとして認められる費用
	開業準備費	什器・備品購入費 史料館職員事前研修費 オープニングイベント準備費 その他開業に必要なものとして認められる費用
	割賦金利	割賦支払に必要な割賦金利
(iii) 運営・維持管理業務に係る対価	運営業務及び維持管理業務	運営業務及び維持管理業務を実施するために必要なものとして認められる費用（水光熱費を含む。）
	展示用潜水艦の維持管理業務	展示用潜水艦の維持管理業務を実施するために必要なものとして認められる費用
	その他費用	SPCの運営費（人件費、一般管理費、事務費、保険料等） 法人税、法人住民税、法人事業税等法人の利益に対してかかる税金等 業務要求水準書

注：各業務の詳細については、「入札説明書添付資料

業務要求水準書」を参照のこと。

(i) 史料館等整備業務に係る対価

史料館等整備業務に係る対価は、史料館施設等の整備に必要な一切の費用からなる施設整備業務に要する費用と、同費用を国が割賦で支払うことによって必要となる割賦金利からなるものとする。

割賦金利の算出にあたっては、入札参加者は、国の各期分の支払が元利金等支払いとなることを前提として設定する。また、割賦金利は基準金利と入札参加者による利鞘（スプレッド）の合計とし、基準金利は、午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R.）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベースの（円 / 円）金利スワップレート 10 年ものとする。提案作成時に使用する基準金利の基準日は平成 16 年 12 月 27 日とする。

(ii) 展示用潜水艦の整備業務及び展示製作等に係る対価

展示用潜水艦の整備業務及び展示製作等に係る対価は、展示用潜水艦の改造・整備に必要な一切の費用からなる施設整備業務に要する費用（展示用潜水艦の基礎工事費を含む。）展示製作費、開業準備費、及びを国が割賦で支払うことによって必要となる割賦金利からなるものとする。

割賦金利の算出の条件については、(i) 史料館等整備業務に係る対価と同様とする。

(iii) 運営・維持管理業務に係る対価

運営・維持管理業務に係る対価は、運営業務及び維持管理業務に要する費用とその他の費用からなる。入札参加者は提案の作成にあたり、これらの業務等に関する費用を積算すること。

国は、業務報告書等によるモニタリング結果を踏まえて、平成 19 年 4 月を第 1 回、平成 19 年 10 月を第 2 回として以降毎年 4 月と 10 月に、事業者から運営・維持管理業務に係る対価の請求書の提出を受けるものとする。

なお、引渡し年度を除き、国が支払う各期部分の運営・維持管理業務に係る対価については同額として提案すること。

入札価格の算定範囲から除外するもの

以下の費用については、国が費用負担するものとし、入札価格の算定範囲から除外するものとする。

- ・ 本事業の実施状況の確認に要する費用（選定事業者側に発生する費用を除く。）
- ・ 本事業の設計・建設期間中における設計・建設費相当及び維持管理期間中における維持管理費相当に関する物価変動の影響の一定割合以上の分

また、附随的業務を実施する場合は、独立採算で行うことから、当該事業に係る費用は入札価格の対象外とする。

(ウ) 提案されたサービス対価の改定

提案提出時に使用する基準日(平成16年12月27日)の基準金利と、金利の確定日(以下「金利確定日」という。)の基準金利に差が生じた場合、この金利差につき、(i)史料館等整備業務に係る対価及び(ii)展示用潜水艦の整備業務及び展示製作等に係る対価に含まれる割賦金利を改定する。改定の方法は以下のとおり。

- ・ 金利確定日の基準金利に選定事業者から提案されている利鞘を加えて、改定後の割賦金利を算出する。
- ・ 金利確定日は基本協定締結日から事業契約締結日までの間とし、国と選定事業者が協議のうえ定める。

(エ) 入札価格と契約金額との関係

入札価格は、(i)史料館等整備業務に係る対価及び(ii)展示用潜水艦の整備業務及び展示製作等に係る対価、及び(iii)運営・維持管理業務に係る対価の合計から消費税等を控除した金額とする。

契約金額については、入札書に記載された金額について、上記「(ウ) 提案されたサービス対価の改定」を実施した後、当該金額から設計・建設費相当に係る割賦金利を控除した金額の100分の5に相当する金額(消費税等相当額)を加算した金額をもって契約金額とする。

提案書提出以降に消費税等の税率が変動した場合には、国は当該変動に合わせて変更された消費税等相当額を負担する。

4) 入札の辞退

入札参加資格の確認通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式3-2)を下記宛に提出すること。なお、郵送による場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

期 限	平成17年1月26日(水)午後2時00分 (郵送の場合は平成17年1月25日(火)午後5時00分必着)
提出先	広島防衛施設局 建設部 建設企画課 契約管理室 契約審査第一係

5) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。無効の入札を行った者を落札者とした場合には、落札決定を取り消すものとする。

本件入札説明書に示した入札参加者に必要な要件のない者が行った入札
委任状を提出しない代理人が行った入札

「入札参加表明書」に記載されたグループ代表企業以外の者が行った入札

入札参加者の記名又は入札参加者の記名並びに入札参加者の代理人の署名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札

金額を訂正した入札

入札参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った入札

誤字又は脱字等により意思表示が不明確な入札

明らかに連合によると認められる入札

同一事項の入札について他者の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者が行った入札

同一事項に対し、2通以上の書類提出がなされた入札

その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

6) 開札

立会い

開札は以下に掲げる日時及び場所において入札参加者またはその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札参加者またはその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない当局の職員を立ち会わせて行う。入札参加者は以下に掲げる者のうち1名を開札会場に立ち会わせることができる。

- ・ 入札参加者（入札参加企業の代表者、グループの場合は代表企業の代表者）
- ・ 入札参加者の代理人（委任状により入札書を提出している者）
- ・ 委任状による入札参加者（支店長等）

開札日時	平成 17 年 1 月 27 日（木）午後 2 時 00 分
開札場所	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30 広島合同庁舎 4 号館 5 階会議室

入札価格の確認

開札においては入札価格が予定価格の範囲内か確認を行い、予定価格の範囲内の入札価格を提案した者を発表する。国が設定する予定価格の範囲内の入札価格を提案した入札参加者のみ、その後の落札者選定の対象となる。この際、予定価格及び入札価格の公表は行わない。

7) 落札者の決定

落札者決定基準に基づき、入札価格及び事業計画、施設計画及び維持管理計画等その他の条件を審査委員会が総合的に評価する。国は、審査委員会の評価を踏まえ、最も優れた提案を行った者を落札者として決定する。

8) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に文書にて通知する。電話等による問い合わせには応じない。

また、入札結果は、審査結果とあわせて広島防衛施設局及び呉地方総監部のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する予定である。落札者と基本協定を締結後、PFI 法第 8 条に規定する客観的評価について公表する。

入札参加者は、非特定通知受理後 7 日以内に異議の申し立てをすることができる。異議申し立ては本説明書「4.(5)2)」と同じく書面にて行うこととする。

9) 特定事業の選定の取消し

最終的に、入札参加者等がない場合又は入札参加者全員の入札額が国が設定する予定価格を超える場合、国は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

10) 本事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約による締結する予定の有無

無。

11) 苦情申し立て

本件手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続き」(平成 7 年 12 月 14 日付け政府苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先: 内閣府政府調達苦情処理対策室、電話 03-3581-0262(直通))に対して苦情を申し立てることができる。

5. 提案内容審査

(1) 審査委員会の設置

国は、民間事業者の選定に当たり、部外学識経験者・防衛本庁職員・防衛施設庁職員で構成する「海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業に係る事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を広島防衛施設局及び呉地方総監部に設置する。

審査委員会の審議事項は次のとおりである。

事業者選定のための評価基準に関する事項

事業提案書の評価に関する事項

その他事業者の選定に関し必要な事項

審査委員会は以下の9名の審査委員で構成される。なお、審査委員会は非公開とする。

	委員名	所属等
委員	大堀 哲	常磐大学学長
	小幡 純子	上智大学教授
	田中 英隆	(株)格付投資情報センター ストラクチャードファイナンス本部長
	西野 文雄	政策研究大学院大学教授
	野城 智也	東京大学生産技術研究所教授
	防衛庁 長官官房 施設課長	
	防衛庁 人事教育局 教育課長	
	海上幕僚監部 人事教育部 教育課長	
	防衛施設庁 建設部 建設企画課長	

注：外部委員はアイウエオ順。

(2) 審査の方法

落札者決定基準に従って、審査委員会にて提案の審査を行う。具体的な内容は後日公表する「添付資料：落札者決定基準書」による。

(3) 審査項目等

審査項目の具体的な内容は後日公表する「添付資料：落札者決定基準書」による。

(4) 審査委員会事務担当部局

審査委員会の事務担当部局は、防衛庁PFI推進チームとする。

6 . 事業契約に関する事項

(1) 基本協定書の締結

落札者は、落札者決定後 7 日以内に、国を相手方として基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結しなければならない。

(2) 特別目的会社の設立

落札者は、本事業を遂行するため、商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立する。特別目的会社は、本件事業を遂行する選定事業者となる。

(3) 事業契約の締結

特別目的会社（選定事業者）と国は、特別目的会社の設立後、速やかに提案内容及び事業契約書案に基づいて契約を締結する。

事業契約書において、選定事業者が遂行すべき設計業務、建設業務及び維持管理業務に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。

契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。

特別目的会社が事業契約を締結しない場合は、国は違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することがある。

事業契約締結に係る落札者側の弁護士費用、印紙代などは、落札者の負担とする。

(4) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、可能な範囲で国は必要な協力を行う。

2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、財政上の措置は想定していない。金融上の支援としては、本説明書「4 . (4) 4)」を参照すること。ただし、選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援をうけることができる可能性がある場合には、国はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

7. 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行事務

選定事業者は、入札提出書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 事業期間中の選定事業者と国の関わり

本事業は、選定事業者の責任において実施される。また、国は事業契約に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。

国は原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて国と建設会社等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、国と建設会社等との間で直接連絡調整を行った事項については選定事業者に報告する。

事業の継続性を出来るだけ確保する目的で、国は、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、国と選定事業者は誠意をもって協議する。

(3) 業務内容

1) 業務内容

各業務の具体的な内容については、「添付資料 : 業務要求水準書」及び「添付資料 : 事業契約書案」による。

2) 業務の委託

選定事業者は1)に示した業務を、あらかじめ国の承諾を得た上で、第三者に委託することができる。

(4) 国によるモニタリング

1) モニタリングの目的

国は、事業契約に定める業務要求水準の達成状況及び選定事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを行う。

2) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法は、「添付資料 : 事業契約書案」に示す通りである。

3) モニタリングの実施時期及び概要

基本設計・実施設計時

国は、選定事業者によって行われた基本設計及び実施設計が、事業契約に定める要求水準、選定事業者の提案内容に適合するものであるか否かについて確認を行う。

工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に国から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。また、選定事業者は、国が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに、工事現場での施工状況の確認を受ける。

工事完成・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意し、現場で国の確認を受ける。この際、国は、施設の状態が事業契約に定められた要求水準を満たしているか否かについて確認を行う。確認の結果、本件施設の工事の内容が事業契約に定めた条件に適合しない場合には、国は修補又は改造を求めることができる。

運営・維持管理段階

国は、運営・維持管理段階において、随時及び定期的に業務の実施状況を確認する。

財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、公認会計士または監査法人による監査を経た財務の状況について、国に報告しなければならない。

4) サービス対価の減額等

モニタリングの結果、維持管理業務において、事業契約に定める要求水準等が達成されていないことが判明した場合、国はサービス対価のうち、運営・維持管理業務に係る対価の減額等を行う。具体的な減額方法等については、事業契約において定める。

(5) 土地の使用等

本事業における土地の使用等については以下のとおり。

本事業の敷地は国有地であり、財産の分類は行政財産である。

業務の実施に係る敷地については、選定事業者は、建設期間中無償で使用することができる。

選定事業者は附帯的事業を合築により行う場合、当該事業に供する事業用地の一部を、国と締結する賃貸借契約により、有償で使用することができる。

選定事業者は、附帯的事業（合築による場合を除く）に供する事業用地の一部又

は事業施設の一部を、国からの使用許可により、有償で使用することができる。具体的な利用条件については、「添付資料：国有財産無償貸付契約書（案）」及び「添付資料：国有財産有償貸付契約書（案）」及び「国有財産使用許可申請書・国有財産使用許可書」を参照すること。

賃料の水準は、当該地区における民間の一般の取引水準を参考としたものとする。

8 . 提出書類

(1) 入札説明書に関する質問のための提出書類等

入札説明書に関する質問については以下の書類を提出すること。各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

入札説明書等に関する質問書	(様式 1-1)
資料有償配布申込書	(様式 1-2)

(2) 入札参加表明、入札参加資格確認申請時の提出書類

入札参加表明書等は、5部(正本を1部、写しを4部。)提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

入札参加表明書	(様式 2-1)
入札参加グループの構成員構成表	(様式 2-2)
委任状	(様式 2-3)
入札参加資格確認申請書	(様式 2-4)
事業実施体制	(様式 2-5)
競争参加資格に係る等級決定通知書の写し	
設計業務に関する技術者配置確認書	(様式 2-6-1)
設計実績(「建築」、「電気」、「機械」及び「通信」)	(様式 2-6-2)
設計実績(「土木」)	(様式 2-6-3)
工事監理業務に関する技術者配置確認書	(様式 2-7-1)
工事監理実績(「建築」、「電気」、「機械」及び「通信」)	(様式 2-7-2)
工事監理実績(「土木」)	(様式 2-7-3)
建設業務に関する技術者配置確認書	(様式 2-8-1)
建設実績(「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」、及び「電気通信工事」)	(様式 2-8-2)
建設実績(「土木一式工事」)	(様式 2-8-3)
潜水艦の改造実績	(様式 2-9)
維持管理業務に関する資格等確認書	(様式 2-10-1)
維持管理実績	(様式 2-10-2)
運営実績	(様式 2-11)
添付資料提出確認書	(様式 2-12)

(3) 構成員変更時及び入札辞退時の提出書類

グループ構成員変更届<1部>	(様式 3-1)
入札辞退届<1部>	(様式 3-2)

(4) 入札時の提出書類

入札時に提出する入札提出書類は、以下のとおりである。書類を提出するときには、27～35の各提案書に所定の表紙をつけ、それぞれ1分冊とし、<>に掲げる部数を提出すること。

- | | |
|--------------------------------|------------|
| 21 入札提出書類の提出届<1部> | (様式 4-1) |
| 22 委任状(代理人)<1部> | (様式 4-2-1) |
| 23 委任状(復代理人)<1部> | (様式 4-2-2) |
| 24 入札書<1部> | (様式 4-3) |
| 25 業務要求水準に関する確認書<1部> | (様式 4-4) |
| 26 金融機関からの関心表明書 | |
| 27 入札提案書表紙<40部> | (様式 5-1) |
| 28 事業計画(一般)に係る提案<40部> | |
| ・ 表紙 | (様式 5-2) |
| ・ 基本方針 | (様式 5-3) |
| ・ 実施体制 | (様式 5-4) |
| ・ 国との連携 | (様式 5-5) |
| 29 事業計画(収支計画・資金調達計画)に係る提案<40部> | |
| ・ 表紙 | (様式 6-1) |
| ・ 基本的な考え方 | (様式 6-2) |
| ・ 資金調達の考え方 | (様式 6-3) |
| ・ 資金調達方法と金額 | (様式 6-4) |
| ・ 資金調達条件 | (様式 6-5) |
| ・ 配当・積立計画 | (様式 6-6) |
| ・ 事業の安定性・継続性の確保 | (様式 6-7) |
| ・ 入札価格内訳書 | (様式 6-8) |
| ・ 内訳書:施設整備費(史料館施設) | (様式 6-9) |
| ・ 内訳書:施設整備費(展示用潜水艦及び展示制作) | (様式 6-10) |
| ・ 内訳書:運営維持管理費 | (様式 6-11) |
| ・ 割賦金利についての提案 | (様式 6-12) |
| ・ 長期収支計画(損益計算書、貸借対照表、資金収支計画) | (様式 6-13) |
| ・ 国の支出額 | (様式 6-14) |
| 30 施設整備計画(史料館施設)に係る提案<40部> | |
| ・ 表紙 | (様式 7-1) |
| ・ 全体スケジュール | (様式 7-2) |
| ・ 施設配置計画 | (様式 7-3) |

- ・ 施設計画 (様式 7-4)
 - ・ 設計 (外観・内観) (様式 7-5)
 - ・ 設計 (その他) (様式 7-6)
 - ・ 施工計画 (様式 7-7)
 - ・ 住民対応 (様式 7-8)
- 31 施設整備計画 (展示用潜水艦) に係る提案 < 40 部 >
- ・ 表紙 (様式 8-1)
 - ・ 基本的な考え方 (様式 8-2)
 - ・ 改造業務 (様式 8-3)
 - ・ 移動・設置業務 (様式 8-4)
 - ・ 建築申請等手続き (様式 8-5)
 - ・ 安全性の確保 (様式 8-6)
 - ・ 移動・設置のリスク (様式 8-7)
- 32 運営・維持管理計画に係る提案 < 40 部 >
- ・ 表紙 (様式 9-1)
 - ・ 運営計画 (様式 9-2)
 - ・ 展示構成 (史料館) (様式 9-3)
 - ・ 展示構成 (展示用潜水艦) (様式 9-4)
 - ・ 運營業務 (様式 9-5)
 - ・ 安全性・セキュリティ (様式 9-6)
 - ・ その他運営に関する提案 (様式 9-7)
 - ・ 維持管理計画 (様式 9-8)
 - ・ 附帯的事業に係る提案 (様式 9-9)
- 33 入札提案書図面集表紙 < 40 部 > (様式 10-1)
- 34 施設整備計画 (史料館施設) < 40 部 >
- ・ 表紙 (様式 10-2)
 - ・ 透視図 (様式 10-3)
 - ・ 計画概要 (様式 10-4)
 - ・ 配置計画図 (様式 10-5)
 - ・ 各階平面図 (様式 10-6)
 - ・ 立面図 (様式 10-7)
 - ・ 断面図 (様式 10-8)
 - ・ 外構計画図 (様式 10-9)
 - ・ 仕上表 (様式 10-10)

35 施設整備計画（展示用潜水艦）＜40部＞

- ・ 表紙 (様式 11-1)
- ・ 計画概要 (様式 11-2)
- ・ 配置計画図 (様式 11-3)
- ・ 公開区画平面図 (様式 11-4)
- ・ 立面図 (様式 11-5)
- ・ 断面図 (様式 11-6)

9. その他

(1) 情報の提供

本説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、広島防衛施設局及び呉地方総監部のホームページに掲載する。

(2) 契約に違反した場合等の取扱い

契約締結後契約に違反し、又は入札の落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等広島防衛施設局又は呉地方総監部の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長 2 年間、広島防衛施設局又は呉地方総監部が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

(3) 添付資料の概要等

本説明書の添付資料の概要等は、以下の通りである。

資料の種類	概要等
添付資料 : 業務要求水準書	本事業において国が選定事業者に対して求める業務、各業務を実施する上での条件、各業務に対する国の要求水準等を示したもの
添付資料 : 基本協定書(案)	落札者決定直後に、国と落札者の間で締結する協定書の案
添付資料 : 事業契約書(案)	国と選定事業者の間で締結する事業契約書の案
添付資料 : 事業契約書(案)	落札者が付帯的事業に関する提案を行った場合、添付資料 に加える条文案等を示したもの
添付資料 : 国有財産無償貸付契約書(案)	国有財産の無償貸付に関する契約書案
添付資料 : 国有財産有償貸付契約書(案)	国有財産の有償貸付に関する契約書案
添付資料 : 様式集	本事業に関し、入札参加希望者、入札参加者、落札者、選定事業者が国に対して提出すべき文書の様式集
添付資料 : 落札者決定基準書	落札者決定のための手順、方法、基準等を示したもの(後日公表)
添付資料 : 入札説明書(追加分)	入札参加資格通過者に対して追加的に配布される入札説明書(潜水艦の改造に関する要求水準書や秘の取り扱いに関する事項等を含む。)

(4) その他配布資料

以下の資料を有償（実費）で配布する。希望するものは、「様式 1-2」を用いて以下の先に申し込むこと。

資料番号	資料名称	公表等の方法
1	前面道路計画平面図（A0 サイズ図面）	閲覧及び有償（実費）配布
2	呉（15）史料館（仮称）整備土木調査（.測量調査編）	閲覧及び有償（実費）配布
3	呉（15）史料館（仮称）整備土木調査（.建築調査編）	閲覧及び有償（実費）配布

閲覧場所及び有償配布の申込先	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀7-5 プロティヒロシマビル2階（財）防衛施設技術協会広島図書販売所 電話 082-223-5688
----------------	---

別紙 用語の定義

本説明書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「維持管理業務」とは、施設の性能等の現状を維持し、その機能が十分発揮されるようにするための関連業務の一切をいい、「本件施設」に係る維持管理業務、清掃業務、昇降機保守点検業務、消防用設備等保守点検業務、給水設備保守点検業務、外溝の保守点検業務、警備業務、その他これらを実施する上で必要な関連業務を含む。
- (2) 「運営業務」とは、「本件施設」の運営業務をいい、常設展示業務、企画展業務、資料の整理・保存業務、館内案内業務、広報業務、警備業務、その他これらを実施する上で必要な関連業務を含む。
- (3) 「運営・維持管理」とは、「運営業務」及び「維持管理業務」の総称をいう。
- (4) 「業務要求水準書」とは、入札説明書の別添資料の業務要求水準書及び第一次審査通過者に対して配布する業務要求水準書（追加分）の総称をいう。
- (5) 「施設整備業務」とは、「本件施設」の整備等業務をいい、「本件施設」に係る設計業務及び建設業務（「展示用潜水艦の設計」及び「展示用潜水艦の改造工事」を含む。）、資料の移動、基礎等設計のための土質調査業務、工事監理業務、近隣対応・対策業務、電波障害調査・対策業務、「本件施設」の建設に伴う各種申請等の業務、その他これらを実施する上で必要な関連業務を含む。
- (6) 「展示用潜水艦」とは、ゆうしお型潜水艦“あきしお”（昭和57年起工、平成16年3月に除籍済み）をいう。
- (7) 「展示用潜水艦の設計」とは、「展示用潜水艦」の改造工事にかかる設計をいう。
- (8) 「展示用潜水艦の改造工事」とは、「展示用潜水艦」の改造及び設置にかかる工事をいう。
- (9) 「本件施設」とは、本契約に従い、平成17年4月1日から平成19年3月31日又は本契約に基づいて変更された場合には変更された日までの期間になされる「本件施設建設工事」により設置される施設史料館及び「展示用潜水艦」をいう。
- (10) 「本件施設建設工事」とは、「本件施設」の建設工事（「展示用潜水艦の改造工事」を含む。）をいう。